手当額を改定しました（平成29年4月～）
児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

●児童扶養手当

受給資格

次の要件に当てはまる18歳未満の児童を養育している、父母または養育者（祖父母等）

・父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない

・父または母が死亡している

・父または母が重度の障がいの状態にある　など

※公的年金を受給している父母または養育者も受給対象です。父母または養育者の住所が、日本国内にない場合は、手当を支給できません。

手当の額（月額）

全部支給　42290円

一部支給　42280円～9980円

児童2人以上の加算額

5000円～9980円

児童3人目からの加算額

3000円～5980円

●特別障害者手当

受給資格

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の人

※次の事項に該当する場合は、手当を支給できません。

・社会福祉施設等に入所している

・病院に継続して3カ月を超えて入院している

※原爆介護手当を受給している場合は、支給額を調整します。

手当の額（月額）　26810円

●障害児福祉手当

受給資格

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の児童

※次の事項に該当する場合は、手当を支給できません。

・障がいを事由とする公的年金を受給できる

・児童福祉施設等に入所している

手当の額（月額）　14580円

●特別児童扶養手当

受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している、父母または養育者

※次の事項に該当する場合は、手当を支給できません。

・障がいを事由とする公的年金を受給できる

・児童福祉施設等に入所している

手当の額（月額）

1級　51450円

2級　34270円

各手当の受給資格には、障がいの程度による基準や所得制限等が定められています。受給資格に該当すると思われる場合は、申請前に相談してください。（申請にはマイナンバーが必要です。）

■お問合せ
福祉事務所
電話72・1773

新産業創出支援事業募集

町内で新産業・新商品の創出をする団体等に対し、事業に必要な経費を補助します。この補助金は、新たな産業創出による雇用の拡大を目指しています。

対象者

町内の中小企業、NPO法人、町商工会員など

対象事業等

①雇用創出（ハード事業）

補助率3分の2（上限660万円）

融資による借入3分の1以上が必須条件

②新商品開発・販路開拓等（ソフト事業）

定額50万円

申込み期限

6月14日（水）

選考方法

6月下旬開催予定の審査会で決定

※詳細は、町ホームページまたは左記まで問い合わせ。

■お問合せ
産業振興課
電話76・2214

特設人権相談所

日時

・6月1日（木）10時～13時

場所

・保健福祉センター

・来島保健センター

お困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。相談無料・秘密厳守。

■お問合せ
住民課
電話　76・2213
※6月1日は人権擁護委員の日です。

移動支援事業の運転手募集

出雲養護学校に通う生徒の皆さんの、移動支援車両の運転手を募集しています。

募集要件　車の運転が可能な人。ただし、第二種運転免許所有者や、往路と復路両方の送迎が可能な人を優先

運転内容

・毎週月曜日（朝）／集合場所～出雲養護学校への送迎

・毎週金曜日（夕方）／出雲養護学校～集合場所への送迎

（ただし、祝日・連休等により変動あり）

送迎車両　運転手の自家用車を福祉車両として利用または運行管理会社（コミュニティサポートいずも）の車両を使用

■お問合せ
福祉事務所　電話72・1773

土砂災害に注意してください

これから梅雨の時期をむかえ、がけ崩れや土石流等の土砂災害が発生するおそれがあります。土砂災害から身を守るため、早めの避難を心がけてください。

雨が止んだ後でも、地盤がゆるんで土砂災害の危険性が高い状態は続いています。2階などで就寝するなど、がけ地などから離れた部屋で過ごすよう心がけてください。

※がけ地や渓流の異状を発見した場合は、速やかに役場や県土木整備事務所へご相談ください。

■お問合せ
総務課　電話　76・2211
雲南県土整備事務所
電話　0854・42・9587

平成29年度産地交付金の助成内容

産地交付金は、町地域農業再生協議会が策定した「水田フル活用ビジョン」に基づき、対象作物を水田で一定の面積以上生産・販売した場合に、面積に応じて交付金が交付される制度です。地域が戦略作物として設定する作物の振興を支援する目的で交付され、町がその活用方法を決定しています。

平成29年産の対象作物に対する助成単価・下限面積・要件は、次のとおりです。

■お問合せ
産業振興課
電話76・2214

	対象作物	助成単価	下限面積	対象とする要件
集団化助成	大　豆	20,000円/10ａ	1ha	生産、販売。基幹の2作業以上を受託し、販売権を有する作業受委託契約に基づく作付面積を含む。
	そ　ば	15,000円/10ａ		
	麦、なたね	10,000円/10ａ	1ha	
	WCS用稲	5,000円/10ａ	1ha	
	加工用米、米粉用米	10,000円/10ａ	50a	生産、販売
	飼料用米（多収品種）	15,000円/10ａ	50a	国の指定する多収品種または町が指定する品種（きぬむすめ、大粒ダイヤ）の生産、販売
生産振興助成	やまといも	30,000円/10ａ	1a	生産、やまといも生産組合への出荷
	とうがらし	15,000円/10ａ	1a	生産、販売
	トマト・メロン・パプリカ	10,000円/10ａ	1a	作物合計1ａ以上の生産、販売
	加工用青刈り稲	35,000円/10ａ	10a	しめ縄用の原料として生産、販売（自家利用含む）
	飼料用米	6,000円/10ａ	1a	町が指定する多収品種（きぬむすめ、大粒ダイヤ）の生産、販売
追加配分助成	飼料用米、米粉用米	12,000円/10ａ	1a	国が指定する多収品種の生産、販売
	加工用米	12,000円/10ａ	1a	複数年契約（3年間）の生産、販売（注）
	そば、なたね	20,000円/10ａ（二毛作15,000円/10a）	1a	生産、販売
	飼料作物、WCS用稲（耕畜連携）	13,000円/10ａ	1a	水田放牧、資源循環に取り組んだ場合

※緑色の部分は、平成28年度からの変更項目
※水田での作付けが交付金の対象。畑での作付けは対象外
※交付金支払額が配分枠を超えた場合は、助成単価を調整
（注）平成27・28年からの継続分のみが対象